

令和元年度 一般的な生活環境からのダイオキシン類ばく露状況の推計結果 —都民の体に取り込まれるダイオキシン類の量の推計—

1 目的

都民が一般的な生活環境から取り込むダイオキシン類の量（ばく露量）を推計し、ダイオキシン類の都民への健康影響について把握する。

2 調査方法

都内において、一般的な生活環境から人へのダイオキシン類(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB))のばく露は、主に、食物、水、大気及び土壌によるものと考えられる。そこで、それぞれの経路について、東京都（福祉保健局、水道局、環境局）及び八王子市が実施したダイオキシン類の濃度調査結果をもとに、人へのばく露量を推計した。

推計については、平成9年5月、「ダイオキシンリスク評価検討会（旧環境庁）」の報告書において用いた手法に準じて行った。ただし、土壌については、平成11年7月「土壌中のダイオキシン類に関する検討会第一次報告（旧環境庁）」による手法を用いて推計した。

3 各経路における調査方法

(1) 食物（水を除く）（担当：福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）

マーケットバスケット方式によるトータルダイエットスタディ「平成30年度食事由来の化学物質等摂取量推計調査」の結果を用いた。平成30年5月から6月にかけて、93種類299品目の食品を都内の小売店で購入し、通常の食事形態に従い、各食品をそのまま、または調理し、食品の種類ごとに13群に分けて混合し試料とした。

(2) 水（水道水）（担当：水道局浄水部浄水課）

「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル（改訂版）」（厚生労働省健康局水道課 平成19年11月）に準拠した。

令和2年1月から令和2年2月の間、水道局が管理する10箇所の浄水場等において採水した。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%であることを確認した。

(3) 大気（担当：環境局環境改善部化学物質対策課、八王子市環境部環境保全課）

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課 平成20年3月）に準拠した。

令和元年度に計 4 回にわたり、都内 17 地点で大気を採取した。試料に内部標準物質を添加し、その回収率が 50～120%であることを確認した。

(4) 土壌（担当：環境局環境改善部化学物質対策課、八王子市環境部環境保全課）

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（環境省水・大気環境局土壌環境課 平成 21 年 3 月）に準拠した。

令和元年度に都内 18 地点で土壌を採取した。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が 50～120%であることを確認した。

なお、ばく露量の計算にあたっては、WHO-2006 TEF を使用した。

4 各経路からのばく露量の計算

(1) 食物からの摂取量（表 1）

トータルダイエットスタディから得られた、ダイオキシン類の一日摂取量は、28 pg-TEQ/day であった。

人の平均体重を 50 kg とした場合、体重 1 kg 当たり一日の摂取量は、0.55 pg-TEQ/kg·bw/day となる。

(2) 水からの摂取量（表 2）

水からの摂取量は、体重 50kg の人が一日 2L 飲むものと仮定し推計した。

都内の浄水所等の水道水中のダイオキシン類濃度を測定した結果、0.00057～0.0039 pg-TEQ/L であった。

ダイオキシン類摂取量の平均値の算出は、各浄水場等での一日配水量が異なることから、各浄水場等でのダイオキシン類濃度に配水量を掛けた値の和を浄水場等の配水量の和で割り、加重平均値を求めた。

その結果、水からのダイオキシン類の摂取量は、加重平均で 0.000048 pg-TEQ/kg·bw/day となる。

(3) 大気からのばく露量（表 3）

大気からのばく露量は、体重 50 kg の人の一日の呼吸量を 15 m³/day、吸収率を 100%と仮定し推定した。

都内の大気中のダイオキシン類濃度を測定した結果、平均は 0.017 pg-TEQ/m³ であった。

人の平均体重を 50 kg とした場合、体重 1 kg 当たり一日のばく露量は、平均で 0.0052 pg-TEQ/kg·bw/day となる。

(4) 土壌からのばく露量（表 4、表 5）

土壌からのばく露量は、生涯を 70 年とし、子供の時期（6 年間）及び大人の時期（64 年）における経口摂取量と皮膚接触によるばく露量によって推定した。

経口摂取量は、一日当りの摂取量を子供：0.2 g/day、大人：0.1 g/day、吸収率を 25%として推定した。

また、皮膚接触による一日当たりのばく露量は、皮膚面積を子供：2800 cm²、大人：5000 cm²、面積当りの土壌ばく露量を子供、大人共に 0.0005 g/cm²、ばく露頻度を子供：0.6、大人：0.17、吸収率をそれぞれ 1%として推定した。

都内の土壌中のダイオキシン類濃度を測定した結果、平均は 7.9 pg-TEQ/g であった。

人の平均体重を 50 kgとした場合、体重 1 kg当たり、土壌からの一日総ばく露量は、平均で 0.0050 pg-TEQ/kg・bw/day となる。

5 都内におけるダイオキシン類のばく露状況（表 6、7、図 1、2）

都内における一般的な生活環境からのダイオキシン類のばく露の状況は、平均で 0.56 pg-TEQ/kg・bw/day と推定される。都民の一日当たりのばく露量はこれまで同様「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められている耐容一日摂取量（TDI）：4pg-TEQ/kg・bw/day を下回った。

ダイオキシン類の総ばく露量は減少傾向を示しており、本調査を開始した平成 11 年度の結果 2.00 pg-TEQ/kg・bw/day の 28%であった。経路別のばく露量は平成 11 年度の結果に対して、食事 29%、水 7.1%、大気 7.6%、土壌 53%であった。

6 まとめ

今回推定したダイオキシン類のばく露量は 0.56 pg-TEQ/kg・bw/day であり、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められている耐容一日摂取量（TDI）：4pg-TEQ/kg・bw/day を下回った。ダイオキシン類の総ばく露量は、本調査を開始した平成 11 年度の調査結果 2.00 pg-TEQ/kg・bw/day の 28%であった。

しかし、ダイオキシン類は環境中で分解しにくく、一度排出されたダイオキシン類は環境中に蓄積されていくことから、長期的なリスク管理が必要である。従って、今後も本調査を継続して行い、都内における一般的な生活環境からのダイオキシン類のばく露状況や経年変化の状況を定期的に把握し、都民に情報を提供していく。

表1 ダイオキシン類の食品群別一日摂取量

食 品 群	一日摂取量 (pg-TEQ/day)	体重1kg当たりの 摂取量 (pg-TEQ/kg· bw/day)
計	28	0.55
第1群 (米・米加工品)	0.0012	0.000025
第2群 (その他穀類・種実類・いも類)	0.043	0.00086
第3群 (砂糖類・甘味料類・菓子類)	0.19	0.0037
第4群 (油脂類)	0.17	0.0034
第5群 (豆類)	0.0017	0.000033
第6群 (果実類)	0.0021	0.000042
第7群 (緑黄色野菜)	0.00079	0.000016
第8群 (その他の野菜・きのこ・海藻類)	0.0072	0.00014
第9群 (嗜好飲料)	0.0014	0.000028
第10群 (魚介類)	23	0.47
第11群 (肉・卵類)	3.5	0.070
第12群 (乳類)	0.31	0.0062
第13群 (調味料)	0.14	0.0028

(WHO-2006 TEFを使用)

数字は四捨五入により示している。そのため、一日摂取量の計と各群の内訳の計が一致しない。

「平成30年度 食事由来の化学物質等摂取量推計調査」(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)より

表2 都内のダイオキシン類の調査結果（水）

所在地	浄水場名	水道水の ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L) : A	一日平均 配水量 (千m ³) : B	A × B
神奈川県川崎市	長沢浄水場	0.00094	217.2	0.20
埼玉県朝霞市	朝霞浄水場	0.00057	992.1	0.57
埼玉県三郷市	三郷浄水場	0.00073	835.5	0.61
板橋区	三園浄水場	0.0011	236.3	0.26
葛飾区	金町浄水場	0.0021	830.5	1.7
世田谷区	砧浄水場	0.00079	24.8	0.020
羽村市	小作浄水場	0.00081	145.4	0.12
東村山市	東村山浄水場 第1急速系	0.0023	542.0	1.2
東村山市	東村山浄水場 第2急速系	0.00059	219.7	0.13
八王子市	高月浄水所	0.0013	25.4	0.033
三鷹市	三鷹新川浄水所	0.0039	20.1	0.078
小計			4089.0	4.9
			: C	: D
ダイオキシン類濃度・加重平均値 (pg-TEQ/L)			D/C	0.0012
体重1kg当たりの摂取量 (pg-TEQ/kg・bw/day)				0.000048
(WHO-2006 TEFを使用)				

※令和元年度から測定箇所を代表浄水場（所）の10箇所に変更。

「令和元年度 水道水のダイオキシン類濃度調査結果」（水道局浄水部浄水課）より

表3 都内のダイオキシン類の調査結果（大気）

調査地点	ダイオキシン類濃度
中央区晴海局	0.019
大田区東糞谷局	0.018
世田谷区世田谷局	0.016
板橋区氷川町局	0.021
練馬区石神井町局	0.014
足立区西新井局	0.027
葛飾区鎌倉	0.030
江戸川区春江町局	0.026
八王子市片倉町局	0.016
八王子市大楽寺町局	0.0096
立川市錦町	0.020
町田市能ヶ谷局	0.012
小金井市貫井北町	0.015
福生市本町局	0.013
東大和市奈良橋局	0.011
清瀬市下宿	0.019
西多摩郡檜原局	0.0061
上記地点の平均	0.017
体重1kg当たりのばく露量 (pg-TEQ/kg・bw/day)	0.0052

pg-TEQ/m³

(WHO-2006 TEFを使用)

※ TEQを換算する際に、分析値が検出下限未満のものについては”検出下限×1/2”として扱った。

※ 調査は1週間連続採取。

採取大気量はいずれも約1000m³（西多摩郡檜原測定局については、採取大気量約3000m³）。

◆ダイオキシン類特別措置法に基づく大気環境基準 年平均 0.6pg-TEQ/m³ 以下

「令和元年度 都内環境中のダイオキシン類調査結果」
（環境局環境改善部化学物質対策課、八王子市環境部環境保全課）より

表4 都内のダイオキシン類の調査結果（土壌）

調査地点	ダイオキシン類濃度 pg-TEQ/g
墨田区向島	9.0
大田区南馬込	9.2
世田谷区粕谷	21
豊島区高田	0.78
北区田端	0.012
荒川区南千住	0.50
練馬区貫井	0.0026
足立区一ツ家	3.8
江戸川区船堀	7.7
八王子市元本郷町	2.7
町田市本町田	0.0018
小平市小川西町	0.0021
狛江市元和泉	26
清瀬市中里	18
瑞穂町箱根ヶ崎	41
奥多摩町川井	2.4
小笠原村父島字西町	0.087
小笠原村母島字元地	0.18
上記地点の平均値	7.9

(WHO-2006 TEFを使用)

◆ダイオキシン類特別措置法に基づく土壌の環境基準 1000pg-TEQ/g 以下

「令和元年度 都内環境中のダイオキシン類調査結果」
 (環境局環境改善部化学物質対策課、八王子市環境部環境保全課) より

表5 土壌からのダイオキシン類のばく露量の推定

土壌濃度 (pg-TEQ/g)	7.9
経口摂取量 (子供)	0.40
経口摂取量 (大人)	0.20
皮膚接触によるばく露量 (子供)	0.066
皮膚接触によるばく露量 (大人)	0.034
体重1kg当たりの総ばく露量 (大人+子供)	0.0050

(WHO-2006 TEFを使用)

$$\text{経口摂取量 (子供)} = \text{土壌濃度 (pg-TEQ/g)} \times \text{一日当たりの土壌摂取量 (0.2g/day)} \times \text{吸収率 (0.25)}$$

$$\text{経口摂取量 (大人)} = \text{土壌濃度 (pg-TEQ/g)} \times \text{一日当たりの土壌摂取量 (0.1g/day)} \times \text{吸収率 (0.25)}$$

皮膚接触によるばく露量 (子供)

$$= \text{土壌濃度 (pg-TEQ/g)} \times \text{面積当たりの土壌接触量 (0.0005g/cm}^2\text{)} \times \text{皮膚面積 (2800cm}^2\text{)} \times \text{ばく露頻度 (0.6)} \times \text{吸収率 (0.01)}$$

皮膚接触によるばく露量 (大人)

$$= \text{土壌濃度 (pg-TEQ/g)} \times \text{面積当たりの土壌接触量 (0.0005g/cm}^2\text{)} \times \text{皮膚面積 (5000cm}^2\text{)} \times \text{ばく露頻度 (0.17)} \times \text{吸収率 (0.01)}$$

体重1kg当たりの総ばく露量

$$\text{(大人+子供)} = \frac{\text{(子供のばく露量)} \times 6 + \text{(大人のばく露量)} \times (70 - 6)}{\text{日本人の平均体重 (50kg)} \times 70}$$

表6 都内における一般的な生活環境からのダイオキシン類ばく露状況の推定
(令和元年度)

	pg-TEQ/kg・bw/day	
食 物	0.55	(98 %)
水	0.000048	(0.0086 %)
大 気	0.0052	(0.93 %)
土 壌	0.0050	(0.89 %)
計	0.56	

(WHO-2006 TEFを使用)

()内は、総ばく露量に占める各経路別ばく露量の割合(%)を示す。

◆ダイオキシン類対策特別措置法に基づく耐容一日摂取量(TDI) 4pg-TEQ/kg・bw/day

表7 一般的な生活環境からのダイオキシン類ばく露状況の推移（平成11年度～令和元年度）

(pg-TEQ/kg·bw/day)

	食事	割合 (%)	水	割合 (%)	大気	割合 (%)	土壌	割合 (%)	総ばく露量
平成11年度	1.92	(94%)	0.00068	(0.03%)	0.068	(3.4%)	0.0094	(0.5%)	2.00
平成12年度	1.65	(96%)	0.00092	(0.05%)	0.054	(3.1%)	0.015	(0.9%)	1.72
平成13年度	1.08	(94%)	0.00047	(0.04%)	0.055	(4.8%)	0.014	(1.2%)	1.15
平成14年度	1.39	(97%)	0.00052	(0.04%)	0.031	(2.2%)	0.0080	(0.6%)	1.42
平成15年度	1.36	(98%)	0.00027	(0.02%)	0.018	(1.3%)	0.0086	(0.6%)	1.39
平成16年度	1.12	(98%)	0.00109	(0.095%)	0.020	(1.8%)	0.0056	(0.5%)	1.15
平成17年度	1.19	(98%)	0.00056	(0.05%)	0.016	(1.3%)	0.0028	(0.2%)	1.21
平成18年度	1.11	(98%)	0.00024	(0.02%)	0.015	(1.3%)	0.0027	(0.2%)	1.13
平成19年度	1.06	(99%)	0.00025	(0.02%)	0.013	(1.0%)	0.0016	(0.1%)	1.07
平成20年度	1.15	(98%)	0.00016	(0.01%)	0.012	(0.9%)	0.0044	(0.3%)	1.17
平成21年度	1.15 ^{※1}	(98%)	0.00021	(0.02%)	0.012	(0.9%)	0.0042	(0.3%)	1.17 ^{※2}
平成22年度	0.69	(98%)	0.00013	(0.02%)	0.011	(1.4%)	0.0022	(0.3%)	0.70
平成23年度	0.69 ^{※1}	(98%)	0.00015	(0.02%)	0.009	(1.1%)	0.0056	(0.7%)	0.70 ^{※2}
平成24年度	0.75	(98%)	0.00016	(0.02%)	0.0094	(1.2%)	0.0047	(0.6%)	0.76
平成25年度	0.75 ^{※1}	(98%)	0.00015	(0.02%)	0.0071	(0.9%)	0.0047	(0.6%)	0.76 ^{※2}
平成26年度	0.51	(98%)	0.00011	(0.02%)	0.0073	(1.4%)	0.0029	(0.6%)	0.52
平成27年度	0.51 ^{※1}	(98%)	0.000095	(0.02%)	0.0058	(1.1%)	0.0044	(0.8%)	0.52 ^{※2}
平成28年度	0.50	(98%)	0.000080	(0.16%)	0.0049	(1.0%)	0.0059	(1.16%)	0.51
平成29年度	0.50 ^{※1}	(98%)	0.00013	(0.026%)	0.0053	(1.0%)	0.0027	(0.53%)	0.50 ^{※2}
平成30年度	0.55	(98%)	0.000086	(0.015%)	0.0056	(1.0%)	0.0048	(0.86%)	0.56
令和元年度	0.55 ^{※1}	(98%)	0.000048	(0.0086%)	0.0052	(0.93%)	0.0050	(0.89%)	0.56 ^{※2}

※1:前年度のデータを使用

※2:食物のデータのみ前年度の結果を使用して試算

(WHO-2006 TEFを使用)

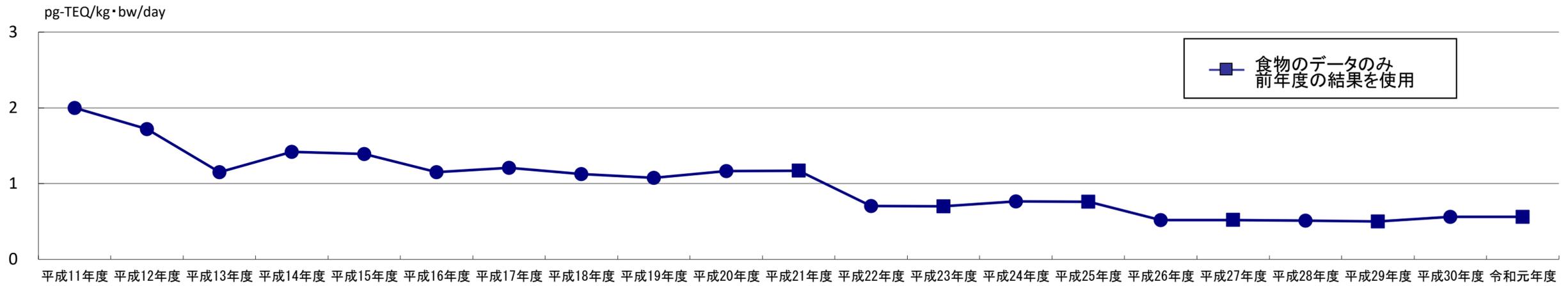


図1 ダイオキシン類総ばく露状況の推移（平成11年度～令和元年度）

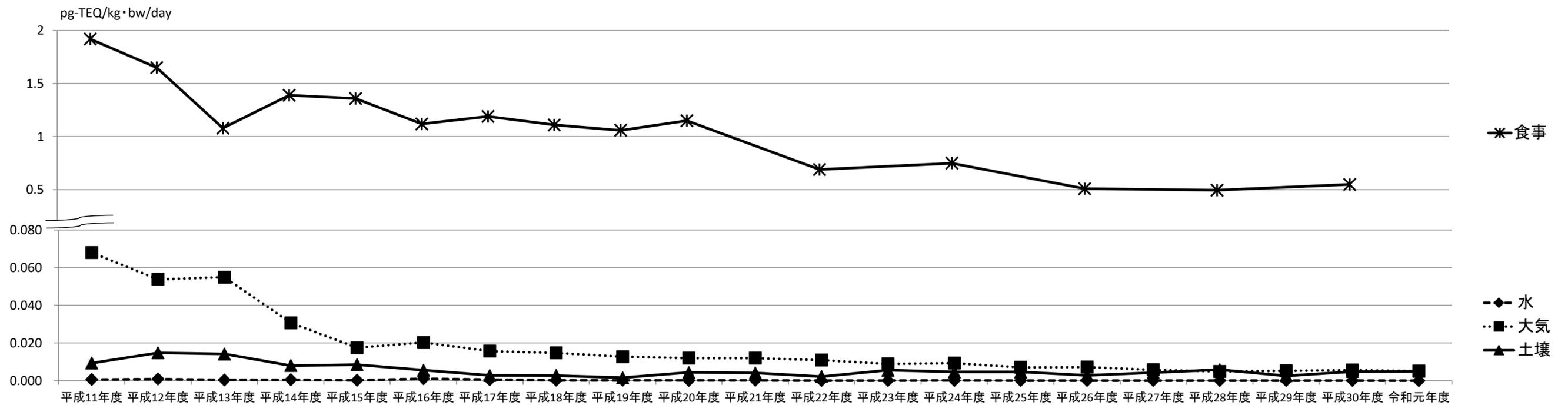


図2 各経路別ダイオキシン類摂取状況の推移（平成11年度～令和元年度）